

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務）</p> <p>第十四条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画（事業構造変更であつて第二条第二項第一号のみを行うものを除く。）に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務）</p> <p>第十四条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画（事業構造変更であつて第二条第二項第一号のみを行うものを除く。）に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二項第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二～四（略）</p>